

## 第五一回

### 参第一四号

日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金の返還免除に関する法律（案）

- 1 日本育英会が昭和二十五年四月一日以後の貸与契約により貸与した貸与金は、日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）第十六条ノ四第二項から第四項まで、第三十六条ノ二及び第三十六条ノ三の規定の適用がないものであつても、これらの規定の例によりその返還を免除することができる。
- 2 前項の規定により日本育英会が貸与金の返還を免除した場合には、日本育英会法第二十六条ノ二第三項の規定を準用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 理 由

昭和二十五年四月一日以後に日本育英会から学資の貸与を受け、修業後教育又は研究の職に就いた者の貸与金で、その返還を免除できなかつたものについても、日本育英会がその返還を免除することができることとし、これに伴い日本育英会に対する政府貸付金の償還を免除することができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。